

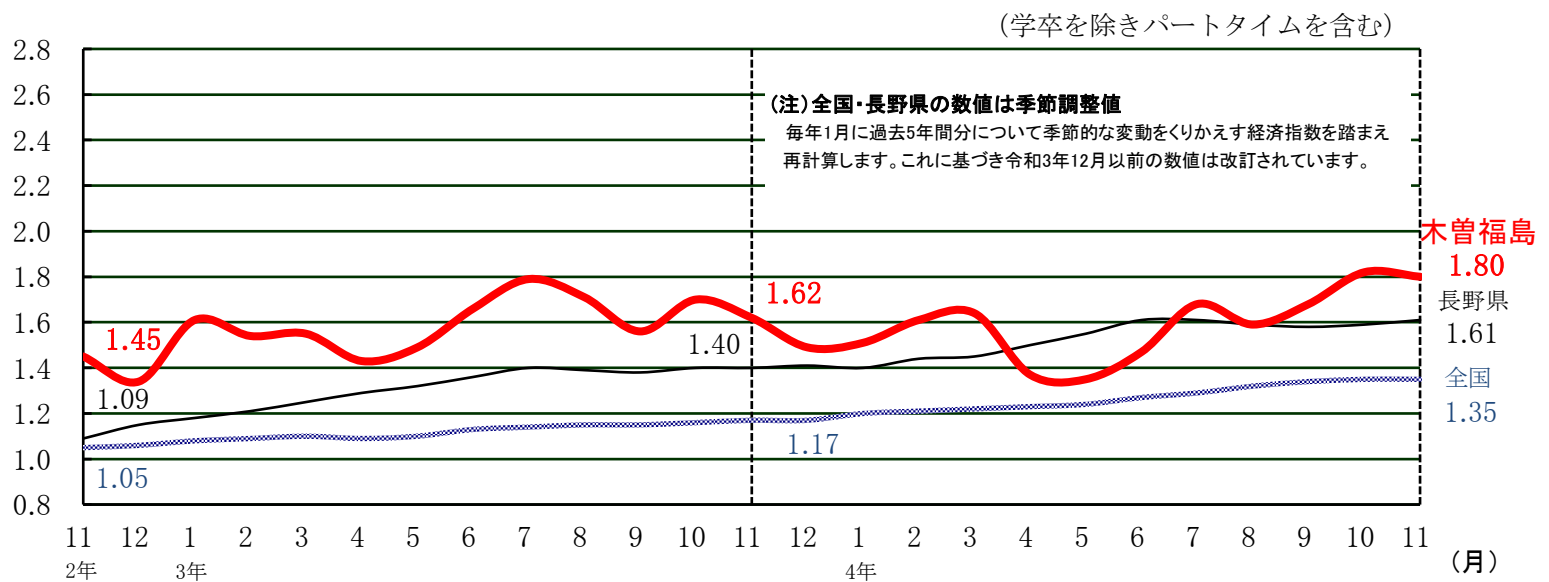
令和4年12月27日発表  
木曾福島公共職業安定所  
TEL (0264) 22-2233

- 11月の月間有効求人倍率は全数(パートを含む)で1.80倍となり、前年同月比0.18ポイント上回った。
- 新規求人数は全数で204人となり、前年同月比4.1%増加した。
- 新規求職者数は全数で76人となり、前年同月比14.6%減少した。
- 月間有効求人数は634人で、前年同月比12.6%増加した。
- 月間有効求職者数は352人で、前年同月比1.4%増加した。

## 1 求人・求職の状況

### ① 月間有効求人倍率の推移

当所11月の月間有効求人倍率は1.80倍で、前年同月比0.18ポイント上回り、前月比0.02ポイント下回った。



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
4年	1.51	1.61	1.64	1.37	1.35	1.47	1.68	1.59	1.68	1.82	1.80	
3年	1.61	1.54	1.55	1.43	1.49	1.66	1.79	1.71	1.56	1.70	1.62	1.49
2年	1.87	1.88	1.73	1.38	1.37	1.45	1.45	1.42	1.35	1.37	1.45	1.34

### ② 地域別有効求人倍率

11月の有効求人倍率を地域別で比較すると、中信が1.78倍で高い。

[学卒除きパート含む実数値]

安定所別	北信 (1.64)				東信 (1.73)		中信 (1.78)			南信 (1.62)		
区分	長野	篠ノ井	飯山	須坂	上田	佐久	松本	木曾福島	大町	飯田	伊那	諏訪
全数	1.59	1.53	2.06	1.64	1.77	1.69	1.75	1.80	2.00	1.72	1.65	1.53
前年比 (ポイント)	(0.20)	(0.11)	(0.38)	(0.24)	(0.25)	(0.15)	(0.37)	(0.18)	(0.60)	(0.24)	(0.12)	(0.08)
うち常用	1.40	1.47	1.62	1.53	1.58	1.62	1.49	1.55	1.42	1.59	1.42	1.45
前年比 (ポイント)	(0.20)	(0.10)	(0.34)	(0.22)	(0.34)	(0.12)	(0.32)	(0.06)	(0.43)	(0.26)	(0.09)	(0.09)

用語の定義「有効求人倍率」とは: 月間有効求人数/月間有効求職者数  
 月間有効求人数: 前月末の有効求人数+当月の新規求人数  
 月間有効求職者数: 前月末の有効求職者数+当月の新規求職者数

### ③ 新規求人数の推移

11月の新規求人数(全数)は、前年同月比4.1%増加し、204人となった。うち常用(パートを除く)は前年同月比5.5%増加、うちパートは前年同月比39.3%増加した。

年月	3年 11月	12月	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全 数	196	168	214	235	204	187	207	206	219	186	213	240	204
(前年比)	(▲3.4)	(3.1)	(▲7.4)	(1.7)	(25.9)	(▲13.0)	(19.0)	(15.1)	(9.0)	(8.8)	(29.1)	(3.0)	(4.1)
うち常用	109	101	109	127	112	105	119	124	115	120	129	91	115
(前年比)	(11.2)	(11.0)	(▲18.7)	(5.0)	(21.7)	(▲16.0)	(24.0)	(18.1)	(▲1.7)	(15.4)	(33.0)	(▲22.9)	(5.5)
うちパート	61	56	73	75	81	80	71	68	102	64	73	91	85
(前年比)	(0.0)	(▲15.2)	(▲12.0)	(10.3)	(20.9)	(▲9.1)	(29.1)	(1.5)	(24.4)	(25.5)	(32.7)	(19.7)	(39.3)
常用のうち正社員	84	88	100	88	85	100	95	97	105	101	104	89	93
(前年比)	(▲6.7)	(11.4)	(▲17.4)	(▲15.4)	(9.0)	(▲15.3)	(10.5)	(5.4)	(▲1.9)	(18.8)	(25.3)	(▲19.1)	(10.7)
全数に占める 正社員の割合	42.9	52.4	46.7	37.4	41.7	53.5	45.9	47.1	47.9	54.3	48.8	37.1	45.6

※ うち常用にはパートは含まれない。

### ④ 産業別新規求人の状況

新規求人数を産業別にみると、【建設業】【運輸業・郵便業】【卸売業・小売業】【生活関連サービス業・娯楽業】等で前年同月比増加したが、【製造業】【宿泊業・飲食サービス業】【医療・福祉】等で減少した。

産 業 別	新規求人数 (人)	前年比 (%)	産 業 別	新規求人数 (人)	前年比 (%)
全 数	204 (85)	4.1 (39.3)	情 報 通 信 業	0 (0)	-
建 設 業	22 (0)	4.8 -	運 輸 業・郵 便 業	15 (4)	114.3 (100.0)
製 造 業	29 (9)	▲23.7 (▲35.7)	卸 売 業・小 売 業	21 (15)	75.0 (66.7)
食 料 品・た ば こ	6 (3)	▲14.3 (▲40.0)	金 融 業・保 険 業 ・ 不 動 産 業	8 (7)	0.0 (16.7)
パ ル プ・印 刷	0 (0)	-	宿 泊 業 ・ 飲 食 サービス 業	29 (19)	▲3.3 (280.0)
プ ラ ス チ ッ ク	1 (0)	-	飲 食 店	- (0)	▲100.0 -
金 属 製 品	0 (0)	-	生 活 関 連 サービス 業・ 娯 楽 業	10 (10)	100.0 -
は ん 用 機 械 器 具	0 (0)	-	洗 濯・理 容 ・ 美 容・浴 場 業	- (0)	-
生 産 用 機 械 器 具	0 (0)	-	教 育、学 習 支 援 業	- (0)	-
業 務 用 機 械 器 具	5 (0)	0.0 -	医 療・福 祉	51 (20)	▲12.1 (▲20.0)
電 子 部 品 デ バ イ ス	0 (0)	-	社 会 保 険・社 会 福 祉・介 護 事 業	44 (20)	▲13.7 (▲16.7)
電 気 機 械 器 具	0 (0)	-	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	2 (0)	▲33.3 -
情 報 通 信 機 械 器 具	0 (0)	-	そ の 他 の 産 業	17 (4)	21.4 (▲20.0)
輸 送 用 機 械 器 具	11 (3)	▲42.1 (▲40.0)			

( )はパートで内数

用語の定義 「全数」とは:「常用」+「臨時・季節」

「常用」とは:雇用契約において雇用期間の定めのないもの、または4か月以上の雇用期間のもの(季節労働を除く)

「臨時・季節」とは:臨時とは雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間のもの。季節とは、季節的な労働需要に対し、または季節的な余暇を利用し一定期間就労するもの(4か月未満、以上を問わない)。

## ⑤ 新規求職者の推移

11月の新規求職者数(全数)は、前年同月比14.6%減少し、76人だった。  
うち常用(パートを除く)は前年同月比58.1%増加、うちパートは前年同月比27.3%減少した。

年月	3年 11月	12月	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全数	89	95	66	70	91	136	76	64	45	60	48	53	76
前年比	29.0	▲9.5	▲5.7	▲12.5	1.1	13.3	52.0	20.8	2.3	15.4	▲25.0	▲3.6	▲14.6
うち常用	31	32	35	45	43	74	35	42	22	35	24	28	49
前年比	29.2	▲3.0	0.0	28.6	▲10.4	10.4	66.7	61.5	▲12.0	6.1	▲27.3	12.0	58.1
うちパート	33	25	26	24	45	61	40	22	23	25	24	25	24
前年比	43.5	8.7	▲3.7	▲42.9	15.4	15.1	42.9	▲15.4	21.1	31.6	▲22.6	▲16.7	▲27.3

※ うち常用にはパートは含まれない。

## ⑥ 新規常用求職者の態様別状況

在職者は前年同月比50.0%増加、離職者は76.5%増加した。  
離職者のうち、事業主都合は前年同月比300.0%増加、自己都合は70.0%増加した。

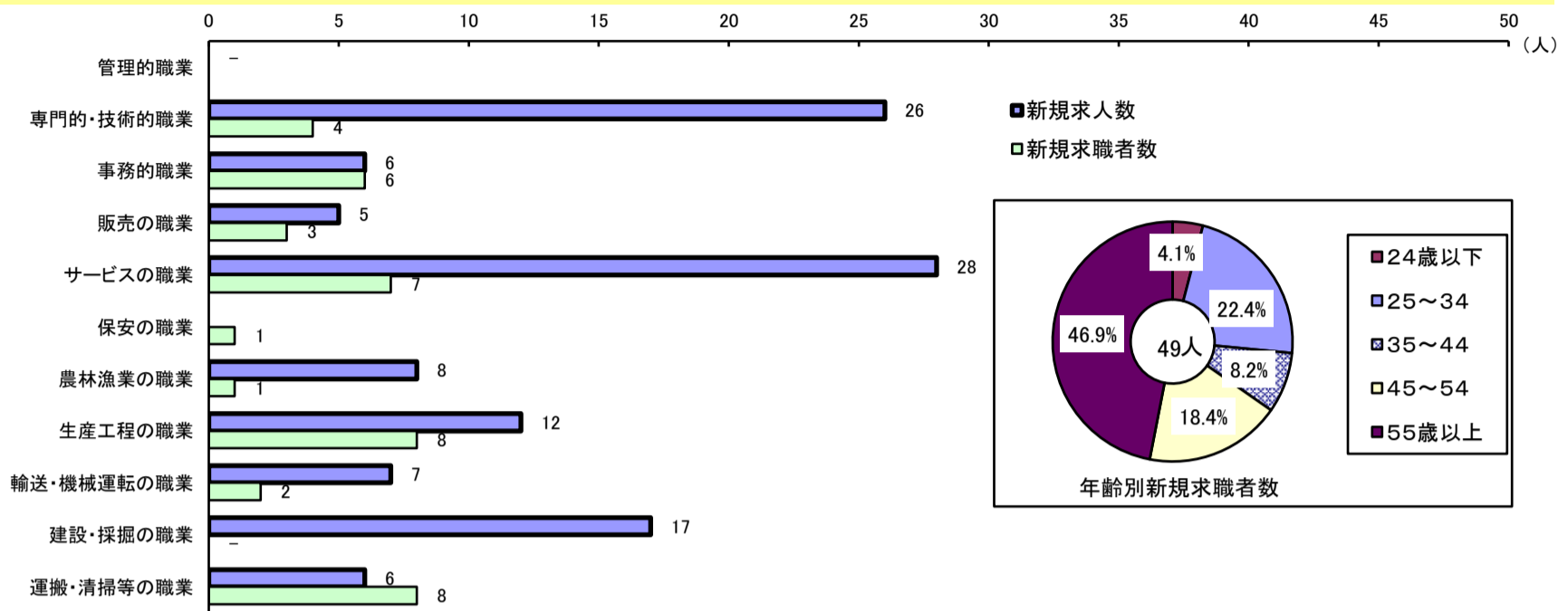
年月	3年 11月	12月	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
求職者	31	32	35	45	43	74	35	42	22	35	24	28	49
(前年比)	(29.2)	(▲3.0)	(0.0)	(28.6)	(▲10.4)	(10.4)	(66.7)	(61.5)	(▲12.0)	(6.1)	(▲27.3)	(12.0)	(58.1)
在職者	12	13	15	29	16	14	7	14	15	16	7	18	18
(前年比)	(33.3)	(▲7.1)	(▲11.8)	(81.3)	(▲15.8)	(40.0)	(75.0)	(100.0)	(36.4)	(45.5)	(▲56.3)	(157.1)	(50.0)
離職者	17	18	18	15	23	58	25	27	7	19	15	10	30
(前年比)	(13.3)	(▲5.3)	(12.5)	(▲16.7)	(▲14.8)	(3.6)	(56.3)	(42.1)	(▲46.2)	(▲5.0)	(▲6.3)	(▲41.2)	(76.5)
定年	3	0	0	0	1	3	3	1	0	1	1	0	1
(前年比)	(50.0)	(▲100.0)	(▲100.0)	(▲100.0)	(▲66.7)	(▲50.0)	(200.0)	#DIV/0!	(▲100.0)	(▲50.0)	(0.0)	(▲100.0)	(▲66.7)
事業主都合	3	6	6	3	8	10	4	4	2	5	4	2	12
(前年比)	(▲50.0)	(200.0)	(200.0)	(▲40.0)	(33.3)	(▲23.1)	(100.0)	(▲20.0)	(▲50.0)	(400.0)	(300.0)	(100.0)	(300.0)
自己都合	10	9	11	12	13	44	18	20	5	11	10	7	17
(前年比)	(66.7)	(▲18.2)	(▲15.4)	(20.0)	(▲27.8)	(22.2)	(50.0)	(42.9)	(▲37.5)	(▲35.3)	(▲28.6)	(▲46.2)	(70.0)
無業者	2	1	2	1	4	2	3	1	0	0	2	0	1
(前年比)	#DIV/0!	#DIV/0!	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(200.0)	#DIV/0!	(▲100.0)	(▲100.0)	(100.0)	(▲100.0)	(▲50.0)

※ パートタイムを除く常用

用語の定義 「パート」とは：1週間の所定労働時間が同一事業所の通常の労働者に比べ短いもの。  
「離職者」とは：‘前職雇用者’と‘前職自営、その他’(表中では省略)に分けられる。  
‘前職雇用者’は、離職理由別に「定年」「事業主都合」「自己都合」「不明」(表中では省略)に区分される。  
このため内訳の計と離職者数欄の数値は一致しない。  
「無業者」とは：家事、育児等従事者及び離職後1年を超えて求職活動をしていない者をいう。

## ⑦ 職業別新規求人・求職及び年齢別新規求職の状況

求人・求職者数を職業別にみると、「事務的職業」「保安の職業」「運搬・清掃等の職業」以外は求人数が求職者数を上回っている。  
年齢別新規求職者数では、「55歳以上」の割合が最も高かった。



※ パートタイムを除く常用

## ⑧ 月間有効求人・求職の推移

11月の月間有効求人数は前年同月比12.6%増加し、月間有効求職者数は1.4%増加した。

年月	3年		4年		3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
月間有効求人数	563	560	554	598	615	558	565	576	598	577	586	622	634
前年比	7.9	4.7	▲4.2	1.9	7.1	4.5	11.4	8.5	12.4	10.5	15.6	12.7	12.6
月間有効求職者数	347	376	368	371	375	408	420	393	355	364	349	342	352
前年比	▲3.9	▲5.8	2.2	▲2.9	1.4	9.4	23.2	23.2	19.5	19.0	7.1	5.2	1.4

※ パートタイムを含む全数

## 2 就職の状況

11月の就職件数は全数で20人となり、前年同月比9.1%減少、うち常用は9.1%減少した。

年月	3年		4年		3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全数	22	16	23	28	58	16	16	16	17	21	24	19	20
前年比	10.0	▲15.8	4.5	▲17.6	9.4	▲50.0	33.3	▲15.8	▲15.0	75.0	4.3	▲38.7	▲9.1
うち常用	11	8	10	16	21	5	7	7	10	12	13	9	10
前年比	0.0	0.0	▲23.1	14.3	▲16.0	▲61.5	16.7	▲22.2	▲16.7	33.3	▲18.8	▲40.0	▲9.1
うちパート	8	7	12	11	36	11	9	9	7	9	11	9	8
前年比	▲11.1	▲30.0	50.0	▲42.1	28.6	▲42.1	50.0	▲10.0	0.0	200.0	83.3	▲40.0	0.0

※ うち常用にはパートは含まれない

### 3 人員整理の状況

1件あたり10人以上の人員整理はなし。事業主都合による離職は15人だった。

#### ① 10人以上の人員整理の状況

年月	3年 11月	12月	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
件数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
整理人員	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	19	0

※当月中に把握したもの

#### ② 事業主都合による離職の推移 (雇用保険被保険者資格喪失データ)

年月	3年 11月	12月	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
人数	0	0	4	4	11	8	4	9	1	4	3	1	15
前年比	▲100.0	▲100.0	▲42.9	100.0	1,000.0	▲27.3	300.0	▲30.8	▲50.0	300.0	0.0	▲50.0	#DIV/0!

※ 特例被保険者を除く

### 4 雇用保険適用事業所・被保険者・受給者実人員の状況

適用事業所数は、前年同月比を0.1%減少した。

11月末現在の被保険者数は前年同月比1.3%減少、受給者実人員(失業等給付基本手当)は前年同月比3.1%減少した。

年月	3年 11月	12月	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
事業所数	月末現在	687	689	689	692	691	686	686	689	688	686	685	687
	前年比	0.6	0.7	0.7	1.2	1.0	▲0.1	▲0.1	0.3	▲0.1	▲0.4	▲0.4	0.0
被保険者数	資格取得数	44	34	33	60	31	198	165	59	49	23	49	53
	資格喪失数	76	75	67	36	65	216	66	77	56	32	45	53
受給者実人員	月末現在	6,496	6,455	6,421	6,445	6,411	6,390	6,488	6,466	6,458	6,450	6,545	6,454
	前年比	0.1	0.2	▲0.2	0.0	▲0.4	▲1.6	▲0.6	▲0.9	▲1.3	▲1.3	0.3	▲1.1
受給者実人員	基本手当受給者数	64	64	69	64	61	58	74	86	85	93	77	66
	前年比	▲19.0	▲17.9	11.3	16.4	▲6.2	▲19.4	▲14.9	▲10.4	▲12.4	5.7	30.5	20.0

次回発表日令和5年1月31日(火)

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）拡充のお知らせ

## 就職が困難な方を採用し、人材育成を行い、賃金を引き上げることで助成金の額が通常より上がります

就職が困難な方（未経験職種への転職を希望する方）を「採用」し「訓練」を行い「賃金引き上げ」を実現すると以下の助成が受けられます。  
 （「訓練」や「賃金引き上げ」が行われない場合は、通常のコースの助成金が支給されます）

通常の1.5倍

特定求職者雇用開発助成金（採用の助成金）

助成額

90<sup>※</sup>万円

～

360万円

※短時間労働者以外の場合の助成額。

人材開発支援助成金（訓練の助成金）

訓練費用の  
助成率

30%

～

75%

- ・特定求職者雇用開発助成金を利用する場合、「賃金助成額」は支給されず、「経費助成」のみ支給されます。
- ・訓練の内容や対象者の違いにより助成率が異なります。

助成開始対象

令和4年12月2日以降の採用

まずは求人提出が必要です。詳細は管轄のハローワークへお問い合わせください

### 助成額 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
母子家庭の母 高齢者（60～65歳未満） 生活保護受給者等 など	90万円（75万円） 短時間：60万円（45万円）	45万円（37.5万円）×2期 短時間：30万円（22.5万円）×2期
就職氷河期世代不安定雇用者	90万円（75万円）	45万円（37.5万円）×2期
65歳以上の高齢者	105万円（90万円） 短時間：75万円（60万円）	52.5万円（45万円）×2期 短時間：37.5万円（30万円）×2期
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	180万円（75万円） 短時間：120万円（45万円）	45万円×4期（37.5万円×2期） 短時間：30万円×4期（22.5万円×2期）
重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	360万円（150万円） 短時間：120万円（45万円）	60万円×6期（50万円×3期） 短時間：30万円×4期（22.5万円×2期）

※( )内は大企業に対する支援額

- ・半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)に2回支給するイメージです。
- ・「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- ・所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。